



長野県訓令第13号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

長野県職員服務規程（昭和40年長野県訓令第16号）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から施行します。

令和4年9月12日

長野県知事 阿部 守一

様式第13号の5中

<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長
<input type="checkbox"/> 再度の育児休業	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長

を

<input type="checkbox"/> 育児休業（次に掲げる育児休業を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の再度の延長
--

に、

年 月 日から	年 月 日まで
年 月 日から	年 月 日まで

を

年 月 日から	年 月 日まで
年 月 日から	年 月 日まで
年 月 日から	年 月 日まで
年 月 日から	年 月 日まで

に改め、同様式の備考の2中「再度の育児休業を得

よう」を「同一の子に係る3回目以後の育児休業（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）を取得しよう」に、「又は再度の育児休業期間」を「又は育児休業期間の再度」に、「記載した書類を添付」を「備考欄に記入」に改める。

人事課

長野県訓令第14号

本庁内部部局
現地機関

長野県公文書管理規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行します。

令和4年9月12日

長野県知事 阿部 守一

別表第3の1の企画振興部の項中

「	国際交流課	」	を	「	国際交流課 国際交流課G7外務大臣会合準備室	」	に改める。
---	-------	---	---	---	---------------------------	---	-------

情報公開・法務課